

清代直隸の地域経済と李鴻章の直隸統治

山 本 進

はじめに

明清時代直隸省（明代の北直隸・現代の河北省）は帝都北京と大運河の要衝天津を擁する枢要の地であった。これまで北京・天津については国政史や都市史の分野から、周縁地域についても主として治水や税制の側面から、個別に研究が進められてきた。しかし二大都市とそれ以外の地域との関係については、深く掘り下げられることはなかつた。

東では全国市場から地域経済が自立化し、漢口・重慶・廈門・広州などの都市が主穀・棉花・砂糖・タバコの集散地即ち地域経済の中核都市として賑わっていた。これとは対照的に、商品生産が相対的に未発達な華北では、地域経済圏の核となる商工業都市はほとんど形成されなかつた。

さて、直隸省の二大都市は商工業都市ではなく政治都市である。北京は言うまでもなく政治機構の中枢であるが、天津も大運河や海運による北京への物資供給路の喉元として成長し、清末には保定に替わって直隸總督衙門が置かれた。両都市が繁栄したのは皇帝の膝下としての政治的吸引力であり、地域経済の自立化とは無関係であった。そこでは京師を支える物資が域外から一方的に流れ込み、官員や軍人への俸給あるいは採買（必需物資の買い付け）の代価として銀や錢が一方

的に散布されていた。物品や貨幣の流れを生み出しているのは国家であり、市場ではない。しかしその一方で、直隸省には農村部の地場経済⁽³⁾が存在し、直隸総督以下の各級官僚により地方行政が遂行されていた。

それでは国家的物流システムに支えられた一大都市と直隸省の地場経済とは如何なる形で繋がり、その関係は直隸地方行政に如何なる影響を及ぼしていたのであろうか。黨武彦は、海河水系の舟運と乾隆期における大量の銅錢投下により、一

八世紀の直隸では既にまとまりのある「地域経済」が展開していったと主張する⁽⁴⁾。しかし北京や天津の周辺で殊更銅錢の需要が喚起されたという裏付けはないし、いわゆる「有効需要」が何故直隸一省に限定されたのかについても説明がない。従つて清代直隸省に「地域経済」と呼びうるひとまとまりの地域集合が形成されていたと断定することは早計である。

直隸省の地方行政で最も重要な課題は河工政策であろう。天津付近で合流し渤海湾にそぞろ海河水系は川底が浅く、平地では大部分が天井川だったため、流域に恒常的な水害を引き起こしていた。明清時代には永定河や滹沱河で繰り返し治水事業が実施され、これと並行して當田政策も行われたが、清末まで根本的解決を見なかつた。

海河水系や北流黄河など氾濫の危険性が大きい河川が東西代替型商品生産や製糖業・タバコ業などの高付加価値型商品生

産が形成されていた。そしてこれらの地域では、一九世紀後期督撫権力によって財政改革が実施され、流通税を横杆とした省財政が強化された⁽⁵⁾。このように全国市場から相対的に自立化した地場市場を形成し、中央財政から相対的に自立化した地方財政を確立し得た地域を、私は「地域経済」と呼んでいる。従つて直隸「地域経済」の展開を唱えるためには、必ず商品経済の発展（地域経済の核となり得る産業の形成）が解明されなければならない。

仮に直隸では「地域経済」が未発達で、強固な省財政が存在しなかつたとする、次に戸部財政が窮屈する一方で洋務に多大の資金を投下しなければならなかつた一九世紀後期において、直隸地方行政がどのように執り行われたかが問題となる。

に横断する直隸では、水災発生時の食糧政策も重要な課題であった。一八世紀中葉以降山東省西北の東昌府や臨清直隸州などで棉業が発達すると、奉天より海路天津に移入された粟米や雜糧は山東棉業地帯に引き寄せられ、渤海湾一帯において主穀の商品化が進みつつあった⁽⁶⁾。しかしその一方で直隸自体の食糧自給は進まず、更に一九世紀後期に山西や陝西で畝粟栽培が広まると、華北の食糧需給はいよいよ不安定化の度を強めつつあった⁽⁷⁾。

直隸ではこの他差徭の繁重化もしばしば問題にされた。しかし一九世紀以降も差徭の抜本的改革は実施されなかつた⁽⁸⁾。

総じて直隸は北京・天津両都市の繁栄とは裏腹に経済的発展

から取り残された後進地域であり、財政支出が財政収入を大幅に超過する省であった。故に歴代直隸総督の政策も注目に値するものはほとんどなかつた。

ところが同治九年（一八七〇）洋務派の総帥である李鴻章が直隸総督として赴任すると、同省は一変して洋務運動即ち産業や軍備の近代化政策の拠点となる。李鴻章については、これまで近代工業・運輸業や洋式軍隊の育成に関する政策を中心にして議論されてきたが、地方行政に関する政策については、

兩江総督時代の督撫財政権強化に関する研究を除き、見るべ

きものがない。しかし彼は北洋大臣であると同時に直隸総督でもあったのであり、当然直隸省の地方政府にも関わりを持っていたはずである。

太平天国の終結以降、華中南各省では洋務派官僚により財政改革が実施され、釐金や牙帖捐などの商業課税を財源とした近代化政策が推進された。李鴻章も同治前半期には江南で洋務運動を指揮していた。しかし直隸は商業課税がほとんど見込めない後進地域であり、伝統的な地方的徵収である差徭も改革されなかつた。このような貧困省を抱えながら洋務運動を推進させるため、李は如何なる政策を選択したのであるうか。

以上の課題に答えるため、本稿では先ず商品生産・商品流通の視点から直隸「地域経済」の実相について再検討する。次に直隸総督在任期の李鴻章の諸政策の中から、在地の民生に直接関わりを持つ在来型地方行政として河工と荒政を取り上げ、彼が洋務運動の桎梏となる直隸地場経済の後進性に如何に対処したかを検証する。

一 直隸「地域経済」の実相

清代の直隸省は大きく分けて長城以北と長城以南に区分で、長城以北は現在では河北省の他、内モンゴル自治区・遼寧省に属している。長城以南は概ね河北省に属するが、最南端に位置し河南省と山東省との間に楔を打ち込むように突き出ている大名府の大部分は、現在河南省に所属する。清代では人口の大部分が長城以南に集中しており、黨武彦の直隸「地域経済」論も範囲を長城以南に限定することを暗黙の前提にしている。それでは直隸省長城以南地域はまとまりのある経済圏として描定できるのであろうか。これを清末民団期の地方志を史料として検討しよう。

既述の如く、私はこれまで主穀生産と商品作物・手工業生産との分業が形成されている地域を「地域経済圏」と見なしてきた。例えば湖廣や四川では、移入代替棉業を機軸として経済圏が形成されていた。また福建や兩粵では、高付加価値商品である砂糖やタバコの移出を契機として経済圏が発達していた。そしてこれらの地域経済は江南デルタを中心とした全国市場に包括されながら、一定の自立化を志向していた。それでは直隸では木棉や生糸、あるいは砂糖やタバコに匹敵

する特産物を生産していただろうか。

結論から言うと長城以南でも省西南部の正定府・深州・定州・冀州・趙州・順德府・広平府の三府四直隸州で棉花や棉布の商品生産が見られるが、その他の地域では主穀生産さえ厳しい状況に置かれていた。

先ず正定府では、光緒『元氏県志』に「棉花は生産しないが欒城・趙州と隣接しているため棉紡織業が盛んで、山西商人が集まり棉布を收買する」とあり、⁽¹⁾同治『欒城県志』も道光志を引いて「最も著名な商品は棉花で、全耕地の内穀作は四割で棉作が六割を占める。食糧は自給できず、棉花を販売して主穀を購入する。山西・河南の商賈が雲集して收買する」とあるように、⁽²⁾清中期には棉作や棉紡織業に特化した州県が出現していた。棉産品の主要な移出先は山西や河南であった。また靈壽県では清初より官による棉花の採買（官価での強制買い付け）に苦しみ、費用の不足分は里甲へ摊派されていた⁽³⁾とあり、棉業がある程度展開していくものと推測される。

民団期に入るとこの地域での棉花生産は更に拡大する。民国『平山県志料集』によると「五穀以外では棉花が農産物の大宗で、近年では石家庄・天津・山西へ移出する。棉作の影響で主穀生産は需要を満たせず、山西より穀米を移入する」

とあり⁽¹⁴⁾、民国『晋県志』も「棉花は本県出産の大宗で、數十年前には定県・河間・保定から山東・山西・河南各省へ移出していた。近年では天津経由で各国へ輸出する」とあるように、山西・河南と並んで石家庄や天津が移出先として勃興していた。この他無極県や藁城県でも棉作の隆盛が伝えられてゐる⁽¹⁵⁾。

次に深州直隸州では、光緒二六年刊『深州風土記』に、棉花は饒陽で、棉布は饒陽・安平で産出され、洋布流入以前は棉布を塞外へ移出していたと記す⁽¹⁶⁾。定州直隸州では、民国『定県志』の物産の項に「以前より棉作や棉紡織手工業が盛んで、近年では毎年棉花三〇〇万斤を移出する」「白布は定県の主要產品で、張家口一帯に移出される」とあり、風俗の項に「工業を見るべきものはないが、棉布のみは移出の大宗である」とあるように⁽¹⁷⁾、旧時より棉花・棉布生産が盛んで、

張家口経由で長城以北へ出荷していた。また光緒『曲陽縣志』には「紡織業が盛んで、最近では洋糸を用いて布を織る」、「本県殷实の戸が商店を開設し、商品の大宗は土布である」とあり⁽¹⁸⁾、土布の生産と移出が活発であった。更に同治『深沢縣志』も帆名布布なる銘柄の棉布を挙げ⁽¹⁹⁾、棉業の發達を窺わせる。

冀州直隸州では、嘉慶『棗強縣志』に「棉布は流常村より出す物が最も精細で帆名布布と呼ばれる」とあり⁽²⁰⁾、深澤県と同じ銘柄の棉布が確認されるが、民国志にも「商品は棉花が大宗で、本県で織布した残りは德県（山東省濟南府）経由で天津や濟南の紡績工場に販売される。棉布は咸豐・同治年間に生産が最大になり、販路も拡張した。本県は言うに及ばず西北諸省も棗強布を移入した。だが洋布流入以降土布は凋落した」とあり⁽²¹⁾、一九世紀中葉には土布が盛んに生産され、西北諸省に移出されたが、洋布流入以降は棉花の移出に置き換わつたことが確認される。

南宮県でも道光志に「数十年來広く棉花を植え、婦女も男子も紡織に勤しみ、棉布を販売して生計を営む」とあり⁽²²⁾、棉業の盛んな様子を伝えるが、民国志には「昔は棉紡織業が盛んであったが、洋布・洋糸の流入により凋落した」とあり⁽²³⁾、外国棉製品に圧されて衰退した。しかし「商業從事者は他県より多く、天津・保定・北京では南宮商人が最多である。また南宮は交通の要衝で、古くから『水運の臨清、陸運の南宮』と称されたように、大名以北の金融が衰滅した後も独り生き残った」とあるように⁽²⁴⁾、交易拠点として繁栄を続けたようである。この他新河県でも民国志に「以前は商業が發達してい

なかつたが、近年では張家口・保定・天津にて交易を営む者が多く、本県の落花生・果物・棉花を瀋陽河伝いに天津へ河運する」とあり、商業の發展と棉花の移出を言う。

趙州直隸州では、光緒州志によると棉花の栽培が盛んで、土地の者は糧食や棉花を販売していた。柏鄉県でも乾隆年間

より棉花栽培が活発⁽²⁸⁾で、民国志は棉花・落花生・タバコを県の三大特產物として挙げ⁽²⁹⁾、粗布の製織も行われていたとする。

高邑県では民国志に「農閑余剩労働力を駆使した家内副業形態の棉織物業が展開し、棉布を山西や綏遠に移出していた」

「棉花店が三軒あり、毎年約一〇万斤を天津や彰德（河南省）に移出していた」とあるように、棉花や棉布が出荷されていった。また寧晋県でも鐵道を利用して棉花や糧食が販売されていた。⁽³⁰⁾

続いて順德府に移る。光緒『鉅鹿県志』は「土地は瘦せているが人民は紡織業によって生計を立てている」と伝えるが、民国『任県志』には「棉布には水綫布・莊布・換花布がある。上等の水綫布と下等の換花布は生産・出荷量が少なく、中等の莊布が大宗を占める。莊布は城内の布行によって山西省忻州一帯に移出される。近年棉花価格の騰貴や捐税の増大により織布の利益が遞減し、産出が四分の一になつた」とあり、⁽³¹⁾

山西への棉布移出や棉作と紡織との分離が窺われる。また民國『広宗縣志』にも「手工業は旧式織機による棉布生産が主流で、農村家内副業として営まれ、以前は専ら山西に移出していた」とあり、清末以前における山西棉布市場への依存度の高さを示す。

ところが順德府には、タバコや落花生の特產地も存在した。邢台県は光緒志によると羊皮に次いでタバコの生産が多く、地元商人はタバコを商っていた。また唐山県では光緒志に「咸豐年間より落花生の導入が始まつたが、主穀より利益が倍増したので、數十年來砂地では落花生の栽培が得策とされてきた」とあり、⁽³²⁾落花生への特化が進んでいた。このように同府内には棉花とは異なる作物を商品化することで経済發展を図る地方もあった。

最後に広平府を見よう。光緒府志によると、「永年県臨洺関と邯鄲縣蘇・曹兩鎮では棉花店が最も多く、山西・山東両省の商販が買い付けに来る」「棉布には粗布・細布・紫花布があり、山西省潞安府や塞外への移出が最も多い」「煙草は瀋陽河沿岸や曲周・雞澤兩県で栽培が盛ん」などとあり、棉花・棉布・タバコの商品化及び山西への棉花・棉布移出が読み取れる。邯鄲県については民国県志にも「落花生と棉花が

多く天津より輸出される」「近年外来の商販が棉花を買いに来るようになった。邯鄲では収穫後棉花を仲買する棉花店が十数軒開設され、本県や近隣産棉地域から手広く棉花を買い集める」などとあり⁽³⁹⁾、府志の記述を裏付ける。移出先が山西から天津へ移行したのは、開港場での棉花需要が増大したためであろう。

成安県では民国志に「耕地の約半分で棉花を植えており産棉地区と称するに足る」とあり⁽⁴⁰⁾、民国期には棉作が普及していた。威県でも棉花が特産品となっていた⁽⁴¹⁾。清河県では民国志に「県内の中流以上の家庭では女性が紡織に従事する。本県の棉花と旧式織機を用いて粗布を織り上げる。県の約半数の者が織布で生計を支えており、棉布は山西・天津・塞外などへ移出される。最近県西部では洋糸と土糸を半分ずつ用いて製織し、布商に販売している」とあり⁽⁴²⁾、洋糸流入以前から土布生産が盛んで、山西や天津に移出していたことが知られる。同じく磁州でも棉花の生産が活発だが、往時盛んであった藍靛やタバコの生産は民国までに衰退していた⁽⁴³⁾。

三府四直隸州を除く地域では、地方志に棉作や棉紡織に関する記述がほとんど見られない。目に付くのはむしろ農業生産の低位性である。清末順天府では、開港場天津に近い通州

や武清県のみ外国貿易の恩恵を享受していたが、その他の州県では土地が瘦せており、京師から數十里離れた近郊でも人民の暮らしは非常に貧しかった⁽⁴⁴⁾。天津は明代永樂年間に開かれ、清代康熙年間には食糧備蓄の不足を補うため、民間船舶に対し海税の徵収と引き替えに奉天米豆の移入が許された⁽⁴⁵⁾。しかし繁栄したのは天津県のみで、他の天津府属州県はおなべて土地が低窪で痩せ、主穀の移出すら困難であった。事情は河間府も同様であり、地方志には農業の脆弱性しか書かれていない。保定府では僅かに束鹿県でのみ、清代中期より商業が発達し、土地も肥沃で収穫が多く、砂地では果物栽培が盛んであるとの記述が見られるが、同県は正定府・深州・定州・冀州・趙州に囲繞された飛び地であり、保定府の一般的な事情として敷衍できない。

以上概観したように、直隸省で商品生産が活発な地域は正定府・深州・定州・冀州・趙州・順天府・広平府に限定される。主力商品は棉花や棉布で、清代後期までは低品質の粗布を主として山西省や長城以北など内陸部に移出していたが、洋布流入以後は棉花を天津へ移出するようになった。この他一部の州県では落花生やタバコの栽培も盛んであった。

一方山東省でも、前稿で検討したように、清代中期より直

隸棉業地域と隣接する東昌府や臨清直隸州で棉業が発達しており、濟南府や武定府でも棉業の盛んな州県が散見された。山東粗布の一部は遼東へ移出され、逆に遼東より糧豆を移入していた⁽⁴⁷⁾。但し棉布の銷路は遼東に限らず、直隸や山西へも移出していた⁽⁴⁸⁾。

省内で棉業の盛んな地域が形成され、粗布を商品生産の更に未発達な地域へ移出しているという点では、山東や直隸は湖広や四川と類似している。しかし山東も直隸も省内での地域間分業が未発達である点で、湖広や四川とは全く異なる。少なくとも直隸省では、三府四直隸州を除き、商品作物・手工業產品はおろか食糧の移出さえもほとんど不可能な状況にあった。故に直隸が省レベルでの「地域經濟」を形成していとは言い難い。北京や天津の繁榮は省西南部での商品生産とは無関係であった。

二 李鴻章の河工政策

清代中期以降直隸省で商品生産が展開していくのは西南部の三府四州であった。しかしそれは北部・中部と比較した場合のことであり、直隸棉業も全國水準に照らし合わせると相

当低水準で、せいぜい地の利を活かして山西や塞外に粗布を移出する程度であった。それ故清代後期の洋務派官僚も、同地域の商工業を基盤として財政改革を実施することはできなかつた。ただこの地域が地方統治の足かせとなることはなかつた。歴代の直隸總督が頭を痛め莫大な財政投下を継続させてきたのは、省中部における海河水系の治水であり、咸豐以降は北流黄河治水問題もこれに加わった。同治九年曾国藩に替わって直隸總督に就任した李鴻章が直面したのは、中央財政が逼迫し地方財源もできるだけ洋務に回さなければならぬ状況下において、如何に金食い虫の河工問題を切り抜けらるかであった。これを黄河及び海河水系に分けて検討しよう。はじめに黄河治水について。黄河の水は多量の黃土を含んでおり、河南省以東で流れが緩慢になると淤泥を沈殿させるので、河床が高まり、しばしば氾濫を引き起こした。一九世纪中葉まで黄河は河南省からまっすぐ江蘇省徐州府に向かい、淮安府で淮水と合流して黄海に注いでいた。しかし咸豐五年（一八五五）の氾濫以後、流路は開封府蘭陽県で北に折れ、大名府東明県をかすめて山東省に入り、泰安府張秋鎮より大清河を奪つて渤海湾に出るようになつた。黄河の北流により江蘇省は長年の水患から解放されたが、今度は山東が連年水

災に見舞われるようになった。直隸にはほとんど影響を及ぼさなかつたが、河水が運河に流れ込み河底を淤塞すれば漕運に障害をきたすので、直隸総督も無関心ではいられなかつた。

同治二年（一八七二）河道總督喬松年は「遵議黃運両河情形並籌堵運河欠口各摺片」にて、山東では黄河が頻繁に氾濫し運河を淤塞させてるので、南北両岸にて長堤を修築するとともに、黄河と運河が交差する張秋鎮にて河水を北運河に注入し、張秋の南北を浚渫し壩閘を修理建設し、以て漕運を資けるべしと発議した。同治帝はこの提言を嘉し、早速山東巡撫丁宝楨・漕運總督文彬に是非を調査させた。⁽⁴⁹⁾

これに対し丁宝楨らは、旧大清河の長堤修築と張秋での借黃済運には問題点が多く、むしろ黄河を淮徐故道へ戻すべきだと回答した。具体的に見ると、先ず旧大清河の北岸で旧堤を修築し南岸で新堤を創建する案については、①河幅を拡張すると千万頃もの農地が費やされる、②民間の家屋や沿河州県を移築しなければならない、③黄河の水位は高いので旧大清河の支流が流入できなくなる、④河口での塩生産と運搬に悪影響を及ぼす、などの欠陥があると論駁する。次に黄河の水を河運に利用する案については、①張秋で黄河が決壊する、河水は運河伝いに北流し直隸へ流れ込む恐れがある、②借

黃済運を続けるとやがて淤泥が堆積し、浚渫に莫大な経費が必要となる、③喬松年は借黃に問題があれば衛河の水を引くべきと言ふが、そうすると河南での利水に支障をきたす、などの不安があると憂慮する。そして淮徐故道への復帰策については、①従来の河道を用いるので棄地棄民を回避できる、②既存の堤防を再利用するので安上がりである、③庁汎が廃止されても間もないで制度も人も残っている、④漕船は閘門で水位を上下して黄河を渡るので遅滞なく通過できる、などの理由を挙げてその安全性・信頼性を強調する。⁽⁵⁰⁾

借黃済運は道光四年（一八二四）にも吏部尚書文孚によつて試行されたが、運河道の淤淺により失敗しているので、丁宝楨らの批判は当を得たものと言えよう。直隸総督李鴻章も喬松年の借黃済運には反対した。しかし彼は黄河の淮徐故道への復帰にも難色を示した。彼の奏文に従つて内容を要約すると次のようになる。

①黄河を再度南流させるには、故道を三丈以上掘削しなければならないが、これは莫大な資金を要する。一方南運河も淤塞しているので、たとえ黄河を南行に戻しても直ちに河運を復活させることはできない。②喬松年の言の如く張秋で河水を運河に用いると土砂が堆積し運河を病ませる。③沿岸地

域の砂土では強固な堤防が築けず、直ぐに決壊するであろう。

④同知蔣作錦が提議する衛河の水を導いて済運する案は山東で諸水を取りて済運する法に倣つたものだ。水量の少ない衛河で黄河の濁流を稀釈することは土台無理である。また衛河は北流しているので南流させると水勢が衰える。⑤確かに丁宝楨が力説する如く黄河北流にも問題はあるが、対処は比較的容易である。それ故黄河の北流改修を唱える者は乾隆期より多かった。一方淮徐故道の修築には毎年七〇八〇万両もの巨費が必要となり、民力を疲弊させる。更に北流黄河により粵匪や捻匪の幾輔侵攻も阻止できる。総じて北流の際には速やかに治水せずとも後患は少ないが、南流に戻すと大々的に治水しても後患は甚大になる。⑥歴史的に治水と水運との両立は不可能であった。遊水池が北岸の張秋にできれば漕運はなんとか通じたが、南岸に遷ると堤防が寸断され漕運は不通になつた。もし利津より海路天津に運漕すると河船から海船への積み替えが面倒になるし、張秋より臨清までの二〇〇里を陸運すると運費や微変の損失が多大になる。故に黄河治水と漕運政策とは截然と分離せよ。⑦現在江南漕糧は汽船で運ばれており、海運は成功を収めている。江浙や湖広の漕糧は軍興以後減額折価されており、民心も安定している。もし京

倉がなお不足するなら、折銀を用いて江南や天津で採買すれば事足りる。⑧大運河は暢通不能だが、さりとて黄河治水を全廃することはできない。そこで曹州府に河水を溢れさせないため、丁宝楨に命じて堤防を修築させよ。水没した田地は錢糧を蠲緩せよ。銅瓦廂付近は喬松年に命じて堤防を構築させよ。淮徐故道は私墾が進んでいるので農地として課税せよ。⁽⁵²⁾

文章が冗漫なので整理すると、②③④⑥⑦が喬松年の借黄洛運論への反駁、①⑤が丁宝楨の淮徐故道修復論への批判、そして⑧が北流黄河への具体的提言となる。この内借黄洛運批判の主眼は黄土の堆積による運河の淤塞であり、丁宝楨の議論と大差はない。しかし南流復帰については、丁宝楨の提起した諸問題に理解を示しながらも、淮徐故道修復に要する莫大な経費を勘案すると黄河北流の弊害は比較的軽微であるとする。

南流と北流のどちらが経済的であるのかは簡単に結論が出せない大問題である。丁宝楨の主張は山東巡撫としての立場を反映していることも否定できない。しかし李鴻章の北流論にもかなりの無理がある。黄河の水を大清河に引き込むと短期的には河工の経費を削減できるが、長期的には大清河を淤塞させ、両岸に強靱な堤防を築かねばならなくなる。大清河

の拡張により田土や家屋の多くが犠牲になるが、淮徐故道は塩害のため農地にすることができない。匪類防遏の利に至つては明らかにこじつけである。

果たせるかな大清河は急速に淤塞し、光緒八年（一八八二）桃園での堤防決壊以降、山東省は連年水災に見舞われるよう

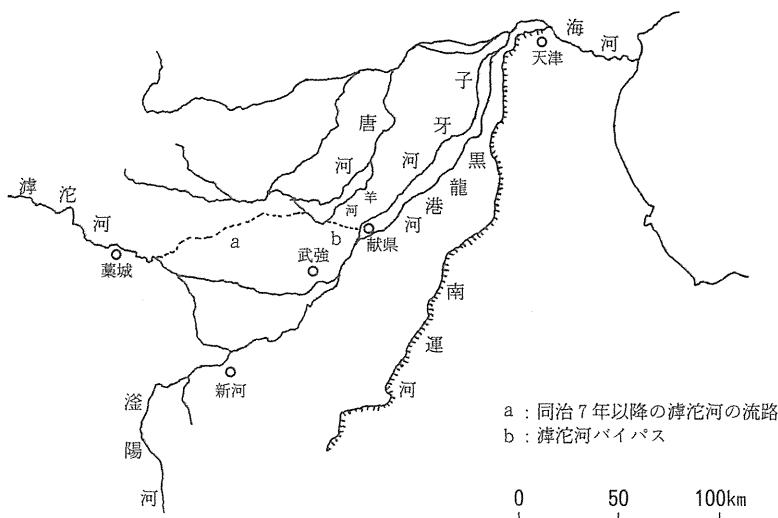
になった。光緒二三年（一八九六）山東巡撫李秉衡は、光緒九・一〇両年の黄河決壊時に出された議論を四条にまとめ、それぞれ現状を次のように説明する。①河幅の拡張については、大清河時代の幅員で狭いが、沿岸に県城があり住民が反対する。②河床の浚渫については、前巡撫が洋式浚渫船を購入して試行したが失敗した。③支河への分水については、徒駭河への分水案が出されたが、李鴻章が直隸の水害増大を懸念したため挫折した。④堤防の強化については、光緒八年の桃園決壊以降堤防を修築しても氾濫を防止できない状態が続いたが、状況は却つて日々悪化していると訴える。⁽⁸³⁾

このような事態が充分予測されていたにもかかわらず、李鴻章の強い反対により黄河の南流復帰は遂に実現しなかった。彼は喫緊の課題である海防経費を確保するため、さしあたり

財政出動を回避できる北流維持に執着したのであろう。河運についても同様であり、前摺の別片で彼は、現在江南の漕糧は汽船により甚だ効率良く海運されているから、河運を復活する必要は無く、河費や運費の余剰を海防に投資すべしと訴えている。⁽⁸⁴⁾

河工に対する李鴻章の消極的態度は直隸海河水系の治水でも窺うことができる。光緒四年（一八七八）御史劉恩傳は「滹沱河を以工代賑（災害発生時に土木工事を興して被災民を雇い救済する方法）によって改修せよ。旧治河を闢いて水勢を分け、改道を塞いで故瀆を復活させ、子牙河・黒龍港河を修築して下流を疎通せよ。新たに認可された塩商に毎斤二文の商捐を摊派して工費に充てよ」と上奏した。これに対し李鴻章は「旧治河は現在の滹沱河より河床が高く再利用は困難である。故瀆の修復には莫大な工事費が要るし堤防はすぐ決壊するので、これも実現不可能である。以工代賑は連年実施しており、子牙河や黒龍港河も漸次修築を議論している。現在塩商は没落しており、商捐を科派すると塩政はますます崩壊するであろう」と逐条反論し、旧河道への復帰を拒んだ。⁽⁸⁵⁾滹沱河は從来正定府藁城県から東に向かい、子牙河及びその傍流である黒龍港河に注いでいたが、同治七年の氾濫以後藁

直隸省中部の河川



a : 同治 7 年以降の滹沱河の流路
b : 滹沱河バイパス

城県より北東に向かい、羊河へ流入するようになった。劉恩傳の提案は南下して新河県付近で合流するルート及び東進して武強県付近で合流するルートを復活させるというものであった。光緒八年にも同様の提案がなされたが、李は南入故道は淤塞して復旧が困難であるとしてこれに反対し、饒陽県付近から分水路を掘削し獻縣で子牙河に合流させた。⁽⁵⁶⁾ 滹沱河バイパスの完成により下流九州県は恩恵を受けたが、獻縣の分水路南岸四〇余村は土地が低洼なため、滹沱河が氾濫すると被害を受けるようになり、住民による北岸堤防破壊暴動まで起つた。そこで李鴻章は増水時には水量の三割を羊河に引き込み、南岸堤防や滏陽河堤防を修築する措置を講じた。⁽⁵⁷⁾ 因みに現在の滹沱河はこの時のルートを通っている。

続いて光緒七年には左宗棠が「張家口の各官を順天・直隸の（海河）上游に移駐させ、水利を興修させよ。下游の天津・大沽等は直隸總督が水利を実施せよ」と上奏した。これに対し李鴻章は次のように答えていた。「直隸の水利に盡利無害の施策は無く、宋元から明代まで成功例はほとんど存在しない。清代でも康熙・乾隆年間に数千数百万両を投じて當田が実施されたが、雍正四年に河工が終わった直後の雍正五年には早くも水災に見舞われ、造成した水田も灌漑が困難で旱田が

化した。何故なら水流が早く土砂も淤塞し易かったからである。乾隆帝も、畿輔では過去再三營田水利を試行してきたが遂に成功しなかった、と断言しておられる。その後大規模な修築は無く、道光・咸豐年間に軍需が急増して例定の歲修費用さえ工面できず、河務は甚だ廢弛した。近年では永定河は河床が堤外の民田より數丈高い天井川となり、遊水池も淤塞して民地となっており、順天・保定・天津・河間等府は水患が甚だしい。曾國藩は河工を実施しようとしたが、挫折した。現在衆論は五大河と東西淀の修築を急務とする。しかし

①永定河は盧溝下流の堤防を南へ移設する必要があるが、固安・永清両県城を移築しなければならない。②大清河・北運河・南運河は浚渫する必要があるが、莫大な費用がかかる。

③滹沱河は流路が不定で治水が困難である。④東西淀は面積が広く淤泥も厚いので、浚渫費用が莫大になる。自分は着任以来堤防の補強や水路の浚渫を実施してきた。東淀では西洋機器船も使用した。これらは賑款捐項より費用を捻出し以工代賄方式で実施したり、淮軍や團練を動員して施行したりした。更に淮軍統領周盛伝が天津東の興農鎮から大沽まで新河を開削し、減河（分水路）两岸にて稻田六万畝を造成して營田を実施した。しかしながら直隸の河工は長年放置されてき

たので、完全復旧には膨大な費用を要する。一方淮軍や團練は僅か一万余人に過ぎず、海防や治安維持等の業務を担つており、これを河工に動員するのは得策ではない。今年に入つて文安で大清河浚渫を、獻縣で滹沱河治水を、宝坻・武清で北運河浚渫を、高陽・任邱で堤防修築を実施したが、費用は全て東南各省官紳の集捐協助に頼つたのであり、これ以上の捐助は期待できない。また賑捐は既に停止し本省の予算も無い」と。⁶⁸⁾

李鴻章は莫大な工費の工面が困難なことを理由に左宗棠の治水要求に難色を示したが、さすがに全く放置しておくことはできなかつたらしい。大清河東淀一帯では洋式浚渫船二隻を使用し、人力と併用して浚渫を行つた。工費七万五千両は南方各省からの捐助賑余款内より支出した。永定河は左宗棠の提案に従い、湘軍と淮軍とで浚渫した。更に海防淮軍・團練を動員して南運河の減河を掘削し、周盛伝の盡力により沿河一帯で營田を実施した。⁶⁹⁾

なお營田は治水とは直接関係がない。營田の主たる目的は京師の食糧自給であった。そしてこれまで李鴻章及びその配下である周盛伝の營田政策は、森田明により積極的に評価されてきた。しかし実際には、李は營田にほとんど期待してい

なかつた。直隸東部において當田水利の推進を求める同治九年の上諭に対し、光緒元年李は「天津では元代より開墾を行つてきたが、海濱斥鹵の地のため成功しなかつた。咸豐四年の親王僧格林沁、同治三年の前通商大臣崇厚、同治八年の職員趙佩蘭、何れもこれを試み失敗した。同治五年崇厚が試墾した時には十分の一しか成熟せず、やがて荒蕪地と化した。これにより民墾水田が実効を得難いことは明白である。現在兵糧の自給を目的として天津近郊で練軍・衛勇により當田を試行しているが、需費が甚だ多く士卒も過労状態である」と上奏し、當田の困難性を訴えている。⁽⁶⁾

その後光緒十六年には給事中洪良品が水利の興修と當田の推進を奏請し、光緒帝は李鴻章に是非を諮詢した。しかし李は「直隸の暴れ川を灌漑に利用するのは不可能であり、氣候も稻作に適さない。これまで宋の何承矩、元の郭守敬・虞集、明の汪應蛟・徐貞明・董應舉・左光斗らが當田を唱えたが、その成果は乏しく、かつ治水とは切り離して実施されてきた。直隸は同治一〇年以来しばしば水災を被り、河工の必要性は高いが、部庫の欠乏を鑑み敢えて多くを予算要求せず、各省官紳商民の捐助に頼ってきた」と述べ、成果が期待できない當田に多額の資金を投入することに再度反対している。⁽⁶⁾

確かに、光緒『重修天津府志』には李鴻章が周盛伝に命じ天津郊外で當田二三万六千畝を拓かせたとあり、『中國農村慣行調査』でも李が周を支援したと伝えているが、李の奏稿を見る限り天津當田への積極的姿勢を伺わせる言葉は見当たらない。彼にはせいぜい軍糧の足しになればよいという程度の認識しかなかったものと思われる。

以上のように、李鴻章は河工や水利に対し非常に消極的であった。先ず黄河治水については、喬松年の借黃濟運に反対するとともに、丁寶楨らの淮徐故道復活案にも異論を唱えた。漕運の海運化により輸送費は大幅に節約できた。しかし黄河の北流継続は当座の河工支出を回避できたものの、旧大清河を急速に淤塞させ、結果として山東省に大きな禍根を残した。次に直隸海水系治水については、水災賑濟のためにしばしば以工代賑を行っているものの、劉恩傳や左宗棠の大規模な水利興修提案に対しては、抜本的治水の困難性を強調してこれを退けた。また河工経費の多くを東南諸省からの捐助に依存していた。更に當田についても、周盛伝による天津での小規模なものは支持したものの、左宗棠や洪良品が主張する省内各地への展開には反対した。

総じて李は、直隸・山東を問わず、河工に対する国家財政

の投下を厳しく抑制し、可能な限り海防経費の財源を確保しようとした。不可避の工事については水害救済とセットになつた以工代賑形式で実施したり、東南各省の官紳からの寄付を充てたりしていた。

三 李鴻章の救荒政策

直隸省は長年にわたり抜本的治水を怠ってきたため、清末には度重なる水害に見舞われた。内政を敢えて後回しにしてきた李鴻章もさすがに被災民を座視する訳には行かず、連年のように賑恤を実施した。

同治一〇年から一二年にかけて、直隸は連年水災を被つた。李鴻章は一一・一二の両年に概算で大米一一万石・小米四万石・雜糧六万石・棉衣一四万件・銀九七万両・制錢八万串を使い、以工代賑で救済に当たった。しかし彼は道光三年の賑濟に漕米七〇万石・帑銀一八〇万両を費やした事と比較すれば半分程度に過ぎないと嘆いている。⁽⁶⁴⁾ それでも毎年銀數十万両の支出を強いられることは、直隸総督にとって耐え難い重圧であろう。一方中央財政は窮乏しており、直隸を助けることは容易ではない。そこで李は民間より銀錢や米穀・棉衣の

寄付を募った。同治一〇年の水災に際し、彼は天津県東門の問津行館に籌賑総局を設置し、各省紳商より捐輸を募って賑恤を補助させた。⁽⁶⁵⁾ その結果江浙紳商が棉衣を捐辦し、各省督撫も勧捐に始めた。⁽⁶⁶⁾ 特に上海では商人が同郷組合ないし同業組合である幫を単位として捐輸を行つた。⁽⁶⁷⁾ 同治一一年七月より一二年五月までに寄せられた捐輸は、銀に換算して約一三万両に達した。⁽⁶⁸⁾ また同治一二年の水災に対しては、江蘇・江西・湖北・浙江・福建・廣東・安徽七省の釐金や海關稅より総計銀四〇万両の動支を願い出ている。⁽⁶⁹⁾ 彼にとって直隸賑濟の頼みの綱は、東南諸省からの官民の援助であった。

集まつた後で撥還してはどうかと上奏した。しかし李は、江浙の釐金は南北洋海防経費に充てられていて、戦艦や砲弾・水雷などの購入経費が莫大で軽々しく転用できないとして借りに難色を示し、代案として練餉より制錢一五万串、銀換算で一〇万両を借撥すべしと返答した。⁽¹⁾ 海防経費も團練兵餉も国防のための重要な資金であるが、彼は相対的に優先順位の低い後者を賑濟に回したのであろう。それでも海防経費の拠出を求める声は止まず、次に兵部侍郎夏同善が、戸部関税より四〇万両、天津海防経費より三〇万両を借撥し、七対三の割合で山西と河南を賑濟すべしと上奏した。そこでやむなく李は海防経費より二〇万両を借撥し、前撥の練餉銀一〇万両と合わせた計三〇万両で両省を救済し、練餉については返還不要とした。⁽²⁾

このように近代海軍の建設を急ぐ李鴻章にとって、華北大祲対策は大きな負担となつた。海防経費の借撥をなるべく抑制するため、彼は東南諸省から更なる捐輸を求めた。光緒三年一一月、李は上海・漢口・寧波など商賈輻輳の区にて局を設け勧捐すると同時に、広東省潮州府では好義急公の紳商が多いとして、潮州府出身で李の腹心である福建巡撫丁日昌に勧捐を打診した。丁からの依頼を受けた惠潮嘉道張銑は李に

對し、①汕頭で勧捐したところ当地の紳商が積極的に応じ、洋銀二万円（一万四千両に相当）が集まつたこと、②菴埠・澄海にも樂善好施の人が多いので、福建補用知府候補同知郭廷集を派遣して勧捐すべきこと、③香港・シンガポール・安南・シヤムにも潮州商人が多いので、候選知府柯振捷・候選同知高廷楷を派遣して勧捐すべきことなどを報告した。⁽³⁾ 李は東南諸省の紳商のみならず、丁日昌の潮州コネクションを通して在外華人からも資金調達を図つたのである。光緒四年正月までに華中南から寄せられた山西賑捐銀は二四万両以上に達した。主な出資者は省当局・官員・候補官であるが、この他上海紳商が約三万九千両、各地の商富が約二万二千両捐輸した。⁽⁴⁾

それでもなお北京政府には李が海防経費を出し惜しみしていると見る者が跡を絶たなかつた。光緒四年春、京官の黃体芳・吳觀礼・李宏謨らが再度海防経費の一部を晋豫賑濟に振り向けるよう上奏したのに対し、李は「昨秋以来既に撥給晋豫賑銀二〇万両、借給晋省賑銀一〇万両、代購豫省賑糧借撥銀一二万両、直省採買賑糧借撥銀一五万両、招商局借撥京城平糶資本銀六万両、撥河間開井工費銀四万両、添購京糶雜糧資本銀数万両、総計七〇余万両を支出しており実存は少ない。

そもそも海防は喫緊の事業であり、本来経費の流用は許されていない。従つてこれ以上の動支はできない」として要求を撥ねつけている。⁽⁷⁵⁾一方丁日昌の盡力により紳商からの捐輪は順調に集まっていた。光緒四年五月の報告によると、台灣府紳士林維源・林維讓兄弟が台灣での鉄道建設資金である洋銀五二万円（林兄弟の母の捐助二万円を含む）を捐輪したのを筆頭に、潮州府から約三〇万円、香港・シンガポール・マニラ・シャム・ベトナム各港から約一六万円、台灣から七〇八円が寄せられ、また福建台灣道夏獻綸も數万両を勧捐した。⁽⁷⁶⁾山西賑済に対し李は丁を通した紳商からの捐輪に大きく依存していたのである。光緒五年五月に李は「華北賑済のため丁日昌と協議して潮州・香港・台灣一帯の紳董を招集して勧捐を促し、更に南洋各埠に員紳を派遣し領事・頭目・商董と会同して勧捐させた結果、総計銀百数十万両もの捐輪が集まつた」また「福建からも捐輪二〇万両が集まつた」として、功労者の議叙を申請している。⁽⁷⁷⁾同年八月一日彼は「前福建巡撫丁日昌や道員唐真銓らの活躍によって銀三〇〇万両以上の山西賑捐が集まつた」と報告している。⁽⁷⁸⁾

一方光緒四年になると、李の足下の直隸省も河間府を中心と水災を被り、大規模な賑済が必要となつた。そこで先ず李

は腹心の翰林院編集吳大澂・直隸候補道盛宣懷・補用同知李金鏞を派遣して状況を調査させ、とりあえず漕米雜糧一四万石・庫款銀八万五千両を借撥して応急処置を講じた。次に李は彼らに寄付を募らせた。その結果吳大澂の呼びかけに応じて兵部侍郎夏同善・編集張之洞・國子監司業汪鳴鑾・修撰洪鈞・編集費延・江蘇巡撫吳元炳ら京外官僚が銀錢を捐輪・集捐した。盛宣懷も若干の捐輪・集捐を行つた。李金鏞は上海・廣東・浙江の善堂や会館より銀二万五千両・制錢一万五千串を集捐し、上海・流陽・光陰の紳商からも銀一万両を集捐した。この三人によって合計銀七万四一二一両・洋銀一千元・制錢二万二五〇〇串もの捐輪が集められた。⁽⁷⁹⁾最終的に外省・本省の官紳より銀換算で一六万二二五〇二両の賑捐が寄せられた。⁽⁸⁰⁾それでも李は、連年の勧捐で従前の三〇四割しか寄付が集まらなくなつたと嘆いている。⁽⁸¹⁾

こうして李鴻章は紳商による莫大な捐輪に助けられ、南北洋海防経費からの持ち出しを最小限に食い止めながら光緒初頭の華北大祲を乗り切ることに成功した。その後も直隸は度々水災を受けているが、概ね同じ方法で賑済資金を確保している。李自身も海防経費からの借撥という形で相当の費用を工面したが、例えば光緒七年七月に洋式軍艦購入経費の内銀三

○万両を丁宝楨の四川官運总局より出させるなど、洋務派地方官僚の助けを借りてこれを補填している。

それでは東南各省の紳商らは、如何なる動機で捐輸に協力したのだろうか。李は勸捐に応じた官僚や紳商を議叙したり虚銜を賜るよう申請しているが、彼らの目的はそのような名目的地位の向上にあったのではないだろう。光緒義賑において大きな役割を担ったのが上海のような大都市の紳士層であることから、高橋孝助は彼らを「官による伝統的行政の執行の限界と欠落部分をうめ、さらにはこれに代位せんとする社会層」と評価し「清末の郷紳層が『わが省 わが町中心主義』であると概括されるとすれば、彼らはこれとその社会的基盤において異にし、その視野においてはるかに広いものをもつてているのである」と賞賛する。⁽⁸³⁾確かに、天下万民を救うためであれば私財をなげうつことを厭わない者も中にはいたであろう。しかし大部分の者は別の意図を持っていたのではないだろうか。

先ず注目すべきは民間釀金者の地域的偏倚性である。上海のような商業都市を除くと、大口の捐輸を行ったのは台湾人や海外居留者を含む潮州人であった。彼らの特徴は丁日昌と深い繋がりを持っていることである。即ち都市を中心として

華中南から平均的に捐輸が寄せられたのではなく、丁日昌と同郷の潮州人や任地である福建人（当時台灣府は福建省の管轄下にあった。また丁は船政大臣を兼務し、台灣防衛に従事していた）のみが捐輸に協力的だったのである。

次に指摘すべきは捐輸に協力した民間人の一部がその後の李の事業に引き続き関与していることである。光緒四年の山西義賑に際し鐵道建設事業資金から洋銀五〇万元を寄付した林兄弟の兄維源は、日清戦争直前の光緒一九年（一八九三）二品頂戴辦理台灣墾撫事宜太僕寺卿の位に在り、この年の山西賑濟に銀二万〇三〇〇両・直隸賑濟に銀二万七六〇〇両を捐輸したが、彼はこれ以前にも度々巨額の軍事費を捐助しており、また台灣開発に毎年数万両を捐辦していた。そこで李は彼の功績に報いるため、維源の子爾嘉を舉人に進め、会試受験を許されるよう上奏している。⁽⁸⁴⁾林維源は莫大な自己資産を提供して台灣の開発と防衛に努めており、洋務運動に積極的に参加していたと言えよう。

林ほどの資産を持たない者も李鴻章を間接的に支援した。李の奏摺に拠れば、光緒五年の直隸水災時、江蘇省の廩生嚴作霖・候選州同知楊培らが晋賑余銀六万三千両を携えて來直し、賑恤を実施している。⁽⁸⁵⁾彼らが数年間で寄付した総額は相

当大きかったと予測される。ところが順天府属の文安県の地

方志に拠ると、嚴作霖は浙江省人で、光緒初年の大水災に対

して捐助を募り賑濟したが、光緒一九年の水災時は直隸義
賑局(86)を督辦し、江南より銀五万両を工面して文安を賑濟した

とある。彼もまた義捐金を継続的に提供することにより李の
政策を下支えしていた。

嚴作霖以外にも李の直隸統治に協力した江南紳士は多かつた。光緒四年李は吳大澂・李金鏞に委嘱して天津の東門外南斜街に広仁堂を仮設置し、天津・河間両府の捨て子を収養した。この時江南出身の勸捐紳士王承基・鄭觀応・經元善らが洋銀一万円を集捐したので、盛宣懷に命じて紳董と合同で経久の策を講じさせた。やがて経費も集まつたので、西門外太平莊に堂屋を建立し、南斜街に収容していた婦女子を移送し(87)た。李金鏞・盛宣懷・鄭觀応・經元善らは洋務企業の創設者や經營者であり、何れも李鴻章と密接な関係を持つていた。

以上の点から考えると、李鴻章の華北救済事業を支援した東南商紳とは、単なる視野の広い慈善家ではなく、洋務運動を通して李と結び付いた新興起業家・知識人であつた。従つて彼らの目的は善舉それ自体にあつたのではなく、産業・軍備近代化政策の足手まといとなる華北（特に直隸）地方統治

を、李に替わって遂行することにあつた。

おわりに

直隸省は商品經濟が未発達な後進地域であった。清代中頃より省西南部の正定府・順德府・広平府・深州・定州・冀州・趙州では棉業が勃興し、粗布を山西や塞外に移出するようになるが、華中南のように地域間分業を形成させるほどの求心力は持つておらず、省内他地域との経済的繋がりはほとんどない。従つて直隸には湖広や四川で見出されたような「地域經濟」は存在せず、むしろ自給自足も困難な貧困地帯の中に北京・天津の大都市が屹立していたと捉えるべきである。両都市を支えていたのは大運河や海運による国家的物流システムであった。

業が実施されたが、一九世紀に入り財政が窮乏化すると河工も疎かになり、やがて大運河の淤塞、黄河の北流、海河水系の恒常的氾濫を惹起した。

しかし列強の侵略に対処するため産業や軍備の近代化を推進していた洋務派官僚には、河工に回せる財政的余裕はほとんどなかった。一八七〇年直隸總督に赴任した李鴻章は、天津で洋務運動（特に海軍建設）を指揮する一方、河工のような伝統的政策は可能な限り回避し、やむを得ない事業について多くを東南諸省からの捐助に依存した。

弥縫的治水政策の結果、直隸は頻繁に水災を被るようになつた。加えて光緒初頭には山西を中心に大旱魃が発生し、国家財政にダブルパンチを与えた。しかし李は被災民の賑恤にも消極的で、賑濟費用についても多くの東南諸省からの捐助で賄つた。

華北賑濟に大きく貢献した紳商は、李鴻章や丁日昌と繋がりのある者や繫がりを持つとする者にかなり限定されていた。彼らは直隸や山西の「地域社会」に格別の関心や同情を持っていた訳ではない。むしろ義賑を行うことによって李の直隸統治に掛かる財政負担を軽減し、結果として洋務運動を間接的に応援することを目的としていたと考えられる。但し

光緒期の東南紳商については史料の制約などから充分に議論できなかつた。財政改革以降における紳士や商人の動向、特に彼らと洋務派官僚との関係については稿を改めて論じることにしたい。

註

(1) 両都市に関する最近の研究については、新宮学「明代の首都北京の都市人口について」『山形大学『史学論集』二一号、一九九一年、吉澤誠一郎「天津団練考」『東洋学報』七八巻一号、一九九六年などがある。

(2) 森田明「清代畿輔地域の水利官田政策」『社会文化史学』八号、一九八〇年(森田「清代水利社会史の研究」国書刊行会一九九〇年)、黨武彦「清代中期直隸省における地域経済と行政－永定河治水を中心として」川勝守編『東アジアにおける生産と流通の歴史社会学的研究』中国書店一九九三年など。また明代については田口宏一朗「明末畿輔地域における水利開発事業について－徐貞明と滹沱河河工－」『史学雑誌』一〇六編六号、一九九七年、などがある。

(3) ここでは「地域経済」という何らかのまとまりや共通性を有する概念とは区別する目的で、現地で営まれている経済という意味で「地場経済」という語を使用している。

(4) 黨武彦「乾隆初期の通貨政策－直隸省を中心にして」『九州大学『東洋史論集』一八号、一九九〇年。

(5) 拙稿「商品生産研究の軌跡」森正夫等編『明清時代史の基本

(問題) 汲古書院、一九九七年。

(6) 抜稿「清代嘉道期の海運政策—漕運の民間委託化—」『東洋

学報』七二卷三・四号、一九九一年。

(7) 目黒克彦「光緒初期、山西省における罂粟栽培禁止問題について」『集刊東洋学』六二号、一九八九年。

(8) 抜稿「清代後期直隸・山東における差徭と陋規」『史林』七九卷三号、一九九六年。

(9) 李鴻章を含む洋務派の近代化政策については、鈴木智夫「洋務運動研究の現状と課題—わが国における近年の研究を中心に—」

鈴木『洋務運動の研究』汲古書院、一九九二年、などを参照。
(10) 小野信爾「李鴻章の登場—淮軍の成立をめぐって—」『東洋史研究』一六卷二号、一九五七年、臼井佐知子「太平天国末期における李鴻章の軍事費対策」『東洋学報』六五卷三・四号、一九八四年。

(11) 光緒『元氏県志』卷一、地理、物産

布。：男女多事織作。晋賈集焉。故布甫脫機。即並市去。按。元不產棉。而密邇樂趙。故男女多以紡織為業。

(12) 同治『樂城縣志』卷一、輿地、物產

其最著曰棉花。樂地肆千余頃。稼十之四。所收不足給本邑一歲食。貿賣于外以濟之。綿十之六。晋豫商賈雲集。民竭終歲之勤。售其佳者。以易粟而自衣。

なお民国『井陘縣志料』第六編、實業、商業、土布舗には本縣產棉地少。紡織業亦不發達。民間所需粗布。多係獲鹿・樂城各縣出品。

とあり、樂城粗布は府内非棉產地にも販売されていた。

(13) 同治『靈壽縣志』卷三、物產

(14) 民国『平山縣志料集』卷五、物產

農產五穀之外。以棉花為大宗。近年產量。除本地紡織所用外。其售至石莊・天津者為最多。次則山西。：因地勢多山。且種棉者多。故雜糧相產尚少。惟穀米一項。為本縣民衆家常食品。欠乏最多。全仗由山西販運接濟。

(15) 民國『晉縣志』卷六、物產、商務

棉花為本縣出產大宗。出境最多。數十年前。運至定縣・河間。保定。以及山東・山西・河南各省。近年花坊。多以淨花送交花店。更由水陸。運至天津。以銷各國。

(16) 民國『無極縣志』卷四、物產

邑中物產。以黍稷麥棉為大宗。棉之一項。尤為普遍。近來益盛。民国『続修樂城縣志』卷一、疆域、物產

農產以棉花・粟麥・高粱・大豆為大宗。總計全境墾殖之田約七千余頃。棉花佔百分之二十。年產千余萬斤。

(17) 『深州風土記』卷二、物產

州所屬地。往時棉布流行塞外。近則英美日本各國之布。用機器織造者。幅寬而價廉。吾國布利。盡為兼并。種棉之地日少。

貨之類。棉花。饒陽有。：棉布。饒陽布「有」。安平有。

(18) 民國『定縣志』卷一、輿地、物產

棉花。定縣婦女。向業手工紡織者甚多。故種棉亦多。近年除本地需要外。每年輸出約三百萬觔。

棉布。為定產大宗。：運往張家口一帶。

同右。卷一六、志余、禮俗、風俗
工則天然物產外。幾無著名之工業。定惟棉布。為出口大宗。

(19) 光緒『重修曲陽縣志』卷一〇、土宜物產
白布。民間多以織紡為業。近產皆用洋紗為之。

同右、卷九、禮儀風俗、風俗

曲陽貿遷。多本土殷实之戶所設。以土布為大宗。有坐賣。少行商。

(20) 同治『深沢県志』卷五、食貨、物產。

(21) 嘉慶『棗強県志』卷一六、物產。

(22) 民國『冀強県志』卷二、物產。

貨類棉花為大宗。本地用以絮衣織布。余則運往德縣。由鐵路

分銷津濟紡紗廠。所謂布者。咸同年間。產量最宏。銷路亦廣。

縣境無地不用。無人不用。西北各省。皆仰給此布。自商船雲

集。洋布輸入。而土布逐一落千丈。

(23) 道光『南宮縣志』卷六、風土、風俗

數十年來。広種棉花。婦人皆務績紡。男子無事亦佐之。雖無恒

產。而貿布鬻絲。皆足自給。此務本計其上也。

(24) 民國『南宮縣志』卷二一、掌古、謠俗、風俗

昔日家庭。皆以紡織為正業。通商以來。為洋布。洋線所擠。

(25) 同右

經商者多於它縣。天津。保定。北京。南宮之商尤多。且南宮為四方輻輳之區。大名以北。金融漲落。一惟南宮是視。古諺云。

臨清水馬頭。南宮旱馬頭。

(26) 民國『新河縣志』第四冊、風土、社會狀況、商

新河商業。旧不發達。近則經商張家口。保定。天津者日多。

本地出口。以花生為大宗。萬類。棉花次之。多由滏陽河。河運至天津。

(27) 光緒『趙州志』卷一、輿地、物產

棉。趙地種植甚多。

同右、風俗

商賈。業鹽典者。皆異鄉人。趙地則菽粟。棉花転販及担負之流。

(28) 乾隆『柏鄉縣志』卷一〇、物產

木棉。柏邑種植甚繁。婦女多業紡績。

(29) 民國『柏鄉縣志』卷三、物產、特產

落花生。產量極大。仁之小者。本境銷售。大者運往天津。

菸葉。產量亦大。銷往隣封各縣。

案前志。於木棉一物。列之草類。於落花生。菸葉等物。置之未

載。然就現在論之。之三物者。均為柏鄉出產大宗。

(30) 同右、卷五、風俗、民生

衣之來源。粗布則由本地所產之棉花。紡織而成。細布則用高陽

布。農民於歲晚。或利用婦女余暇。用木機織布。除服用外。

(31) 民國『高邑縣志』卷二、寒菜、農家副業

織布。農民於歲晚。或利用婦女余暇。用木機織布。除服用外。

每年銷於山西省及綏遠等處。約兩万余匹。

同右、工商業

棉花店三處。由本縣收買花纓。年約十万余斤。銷於天津。彭德等處。

(32) 民國『寧晉縣志』卷一、封域、風俗

商。近來鐵軌繁興。遠方貿易者日衆。惟是花纓。

(33) 光緒『鉅鹿縣志』卷六、風土、風俗

地瘠民貧。雖性勤稼穡。而地利所出。未足以給之。全賴織紡。為生計之要務。

(34) 民國『任縣志』卷一、地理、物產

織布。布之類有三。曰水綫布。曰莊布。曰換花布。水綫布最上。出產無多。換花布最下。銷數亦少。惟莊布為大宗。由在城布行。

銷行山西忻州一帶。：近年棉花日貴。捐項亦增。織者無利。逐年衰減。所出不過四分之一。

(35) 民國『広宗県志』卷三、民生

縣內工業。手工為多。織布為全境普通出品。所用木機。多係旧式。：農家婦女。視為本業。向皆銷售省。

(36) 光緒『統修邢台縣志』卷一、輿地、物產

貨之屬。羊皮為冠。：其次則淡巴菰。

同右、風俗

商賈貿遷。半多客籍。南宮・武安為多。晉人亦間有之。土著者。恒業淡巴菰。

武安縣是河南省彰德府に屬し順德府と隣接する。南宮商人については前註。(25) 參照。

(37) 光緒『唐山縣志』卷一、物產

自咸豐年間。有相地之宜。倡種落花生者。較種五穀。得利加倍。十數年來。無論城鄉。凡有沙土地者。均以種植落花生為上策。

(38) 光緒『重修廣平府志』卷一八、輿地、物產。

(39) 民國『邯鄲縣志』卷一二、物產、農礦
惟花生・棉花兩項。多由外商購運天津。薦售出口。

同右、卷一三、實業、商業

棉花業。近數年來。外商販運棉花絡繹。邯鄲秋收以後。代客收買。開設花店者。不下十數家。除由本境購買外。隣近各縣產棉區域。並且廣為招徠。

(40) 民國『成安縣志』卷五、物產、貨屬

成安地畝六千零二十頃。種棉約三千頃上下。堪稱種棉區域。

(41) 民國『威寧志』卷三、輿地、物產

棉花為本境一大出產。

(42) 民國『清河縣志』卷二、輿地、物產、土布

全境中等家庭婦女。大半以織紡為業。用本地棉・旧式機。織成布疋。俗名粗布。：借織以生活者。約佔全境之半數。多運銷山西・天津・口外等處。近來縣西小屯・大堤村一帶。半用洋紗半用本地紗。織成布疋。售於布商。運往各處。

(43) 民國『磁縣志』第八章、物產。

(44) 光緒『順天府志』卷三一、地理、風俗

以地多磽薄。人近樸陋。距京師數十里。即棲茅啜菽。一如窮鄉

僻壤。：惟通州・武清。下接津沽。近年各國通商。輪船翔集。

大船長噸。百貨薈萃。民食其利。富厚日形。

(45) 光緒『重修天津府志』卷二六、輿地、風俗

天津近東海。永樂初開闢。

同右、卷三三、經政、榷稅

天津海稅。向以奉天米豆運船為大宗。始自康熙年間。以津邑瀕海。糧儲不足。半資奉省米豆。准由商民運船往來。因征海稅。

(46) 乾隆『束鹿縣志』卷五、典禮、風俗

農民善稼穡。膏沃之地。歲有実獲。即沙瘠之地。：多植桃杏棗梨。足以易食。

嘉慶『束鹿縣志』卷九、風土、風俗、商

經商也。或貿易於本土。或當運於遠方。何地無之。而束邑為最。縣城西北辛集鎮。為天下商賈雲集之地。

(47) 前註(6)、拙稿。遼東への土布移出については、乾隆『蒲

台縣志』卷二、物產

布有數種。：既以自給。商販転售。南赴沂水。北往閬東。閩閭生計。多賴焉。

民國『陵縣統志』第一八編、工商業、工業

清之中葉。出產白粗布最多。當時滋博店・神頭鎮・鳳凰店各街。

有布店七座。資本雄厚。購買白粗布。運銷遼瀋。全縣收入。頗

有可觀。

(48) 民國『德平県志』卷四、經濟・物產

用木機織窄面土布。亦本邑婦女主要工業。商人設莊收買。運銷

於燕薊之地。清之末葉。貿易頗盛。民十而還。洋貨侵入。：而

此業遂一蹶不振。

民国『館陶県志』卷二、政治・實業

在昔前清中葉。民寵物阜。本邑男耕婦織。各務本業。大布（俗

稱粗布）一種。輸出境外。遠銷晋省。

(49) 『穆宗実錄』同治一年九月丁亥、諭軍機大臣等。

(50) 『丁文誠公遺集』奏稿卷九、「黃河穿運請復淮故道摺」（同治

一年十一月二十八日）。

(51) 『清史稿』卷二三、食貨三、漕運

道光四年。：吏部尚書文孚等。請引黃河入運。添築閘壩。鉗束

盛漲。可無泛溢。然黃水挾沙。日久淤墊。為患滋深。上亦知借

黃濱運非計。於是海運之議復興。

(52) 『李文忠公全集』奏稿（以下『李奏稿』と略記する）卷二、

「籌議黃運兩河摺」同治二年閏六月三日。

(53) 『李忠節公奏議』卷一三、「奏陳山東河工未能確有把握情形

摺」光緒二年一〇月一五日。この内④の記述は、民国『濟陽

縣志』卷五、水利、宣防、をはじめ多數の地方志に採録されて

いる。

(54) 『李奏稿』卷二二、「請行海運片」同治二年閏六月三日。

(55) 『李奏稿』卷三一、「查覆滹沱河工難辦摺」光緒四年四月四

日。

(56) 『李奏稿』卷四三、「滹沱入子牙辦法摺」光緒八年正月二〇

日。

(57) 『李奏稿』卷四九、「查覆滹沱南岸情形片」光緒一〇年二月

一六日。

(58) 『李奏稿』卷四一、「覆陳直隸河工情形摺」光緒七年五月二

〇日。

(59) 『李奏稿』卷四三、「籌撥東淀河道摺」「各軍承辦永定南運河

河工片」光緒八年正月二〇日。

(60) 『李奏稿』卷二十五、「防軍試鑿稻田片」光緒九年四月二九日。

(61) 『李奏稿』卷七〇、「覆奏直隸水田難成摺」光緒一六年二二

月二日。

(62) 光緒『重修天津府志』卷二八、屯田

同治十三年。直隸總督李鴻章。奉旨興辦水利。飭令提督周盛伝

於新城以南。開墾荒地。穿渠建閘。引淡刷鹽。共當田十三万六

千余畝。

森田明は当府志を引いて當田が十三万六千五百余頃に達したと

するが、誤りであろう。因みに周盛伝「議覆津東水利稟」光緒

元年（盛康『皇朝經世文編統編』卷三九 戶政、屯墾）によれば、水田約五〇万畝を開墾し、五年で成果を出す予定であった。

(63) 『中國農村慣行調查』第六冊（岩波書店、一九五八年）、水

編、「小站開墾を中心として」。

(64) 『李奏稿』卷二六、「賑撫收支實數摺」光緒元年一月二日。

(65) 光緒『重修天津府志』卷二十四、公廟、籌賑總局

同治十年。總督兼北洋大臣李。以天津地方。雨水過大。河流泛

濫。海潮倒灌。以致漫溢數口。西南數百里間。盡被淹浸。田廬

沖坍。已成巨災。

奏請籌捐急撫。並截留江浙漕米。奉省粟米。

以資接濟。於是先行率屬倡捐。並勸諭紳商。広集捐資。次第籌辦卽政。因設立籌賑總局於東門內問津行館。其後濱河州縣。或有水災。加以河隄潰決。修築頻煩。工賑並興。悉資捐款。乃奏開順直賑捐事例。各省紳商好義者。爭相募助。三十年來。地方賴以安集。局今移於倉廒官房。

(66) 『李奏稿』卷一八、「外省捐賑請獎片」同治一〇年一〇月一七日。

(67) 『李奏稿』卷二一、「江蘇勸辦津賑請獎摺」同治二二年三月二十五日。

(68) 『李奏稿』卷二二、「上屆賑需統收捐數摺」同治二二年七月二一日。

(69) 『李奏稿』卷二二、「酌定各省協賑摺」同治二二年八月三日。

(70) 『李奏稿』卷二七、「直境被旱救荒摺」光緒二年閏五月六日。

(71) 『李奏稿』卷二九、「借撥晉賑摺」光緒三年八月八日。

(72) 『李奏稿』卷二九、「籌撥晉豫賑款摺」光緒三年八月二三日。

(73) 『李奏稿』卷三〇、「潮州勸捐晉賑片」光緒三年二月十四日。

(74) 『李奏稿』卷三一、「津局晉賑收數摺」光緒四年二月一五日。

(75) 『李奏稿』卷三一、「海防機局款難分撥摺」光緒四年三月一日。

(76) 『李奏稿』卷三一、「台灣紳捐借撥賑摺」「丁日昌勸捐得力片」「台灣道捐賑片」「林維源母請匾額片」光緒四年五月一四日。

(77) 『李奏稿』卷三四、「南洋勸捐請獎摺」「福建晉賑請獎摺」光緒五年五月一五日。

(78) 『李奏稿』卷三五、「晉賑捐運請獎摺」光緒五年八月一日。

(79) 『李奏稿』卷三三、「京外捐賑河間片」光緒四年九月二六日。

(80) 『李奏稿』卷三四、「統收賑款摺」光緒五年四月一六日。

(81) 『李奏稿』卷三三、「光緒二年賑撫灾數摺」光緒四年九月二六日。

(82) 『四川官運塙案統編』卷二、「分批籌解購買鉄甲輪船銀兩摺片」光緒七年七月一二日。拙稿「清代後期四川における塙政再建政策」名古屋大学『東洋史研究報告』二三号、一九九九年。

(83) 高橋孝助「光緒初年の華北大旱災救済活動における上海」宮城教育大学『紀要』二一卷一分冊、一九八六年。

(84) 『李奏稿』卷七七、「林維源捐賑請獎摺」光緒一九年二一月二十四日。

(85) 『李奏稿』卷三五、「南紳会辦工撫片」光緒五年一二月二九日。

(86) 民国『文安県志』卷六、人民、善行、義賑
嚴作霖。字佑之。浙江省人。光緒初年。文邑大水。公攜款來又。

大施賑濟。十九年。公督辦直隸義賑局。攜帶浙江義賑公所紳士宋紹基・蘇州典商公所紳士潘祖謙兩處銀六千兩。並帶晉賑項下一萬五千兩。又有義賑項下銀九千兩。南省銀二萬兩。共五萬兩。

來文賑濟。明年由南方義賑項下。撥給銀三千五百兩。交公施放。前後全活文民無算。

なお光緒七年李は直隸賑濟に盡力したことにより鎮江廩生嚴作霖の表揚を申請しており、嚴が浙江人であるという記述は県志の誤解であろう。『李奏稿』卷四一、「表揚義賑人員片」光緒七年一〇月二六日。

(87) 『李奏稿』卷四三、「創設広仁堂摺」光緒八年三月六日。